

全国被連協ニュース

NO. 92号

2020年7月28日発行

発行 全国クレサラ・生活再建問題
被害者連絡協議会
〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5
マーキス梅田 301号
大阪いちょうの会内
TEL06-6361-0546 Fax06-6361-6339

コロナ災害をのりこえて 見せましょう！ 被連協の底力を！



全国のみなさん、いかがおすごしですか。

温暖化、梅雨前線がもたらした猛烈な豪雨で、九州を中心として大きな被害が広がっています。被災をされたみなさんに心からお見舞い申し上げます。

また、コロナ災害の猛威は東京、首都圏、大阪から全国的に感染が広がる状況で、出口がまったく見えない不安な日々が続く事態となっています。コロナ災害により人生を大きく変えられてしまった、賃金ダウン、解雇、生活破壊、国民生活に大きな影響が出ています。政府の政策は後手の一方で本来、「自粛と補償」は一体で

あるべきですが、やはり「自己責任」の押しつけに終始しています。また、「GOTO トラベル」事業が見切り発車されました。延期、見直しを求める声が圧倒的多数の中でのスタートです。全国への「感染拡大トラベル」です。政府の責任は重大です。

多くの方々の努力で様々な制度・器はできました。10万円給付、生活福祉貸付、持続化給付金、家賃保証等々、しかし、この制度、国民みんなのもとに届いているでしょうか。

また、生活苦の中で「返済ができない」、「借金が増えた」、「ヤミ金に手を出してしまった」などの声が寄せられています。「新しい生活様式」、「テレワーク」などの中で、家庭的にはDV、鬱がふえ、ギャンブル被害による、たちまちの借金増大＝家庭破壊の声が寄せられています。

みなさんの会にも様々な苦しみの方が寄せられているものと思います。クレサラ対協では「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る緊急 ZOOM 学習会」を 5/10、7/11 を開催し、8/1 には奨学金問題の学習会を開催し、全国で相談対応できるように企画しています。私たちが積極的にその一端を担っていきたいと思います。被連協と全国の各被害者の会には多重債務問題を解決する力、その背景にある大きく広がる貧困問題に立ち向かい、たたかっていく力があります。

被連協事務局は訴えます。コロナ災害をのりこえて 見せましょう！被連協の底力を！

「2011年、4月東日本大震災復興支援のための親善試合で東北楽天イーグルスの島基宏選手会長（現在ヤクルト）は **見せましょう 野球の底力を!**とスピーチし東北を・被災されたみなさんを励ましました。」

※本企画は、本年9月20日・21日に予定されていた第40回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 大阪の1年延期に伴い、そのプレ集会として企画したものです

第40回クレサラ被害者交流集会 プレ・オンライン集会

いま“大分岐の時代 わたしたちが未来を作る”

新型コロナウイルス感染拡大のため市民生活が大きな打撃を受けています。災害時には平時からの制度の不備が極端な形であらわになるとも、パンデミック（広範囲な流行病）後には大きな社会体制の変革が起きるとも言われています。コロナ災害を乗り越えて、日本社会はどのように変わっていくべきなのか。各分野の最前線を知るパネリスト、新進気鋭の哲学者とともに考えたいと思います。

日時 2020年9月20日（日）

13:00～16:00 会場

オンライン開催（Zoomを活用）

申込みは後日、ご案内します

基調講演「コロナ禍は“未来への大分岐”に何を
もたらすか」 斎藤幸平氏 1987年生

大阪市立大学大学院経済学研究科准教授

▶パネルディスカッション

参加費 議員・弁護士・司法書士・大学教員 2,000円／その他の方 1,000円

主催 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会、全国クレサラ生活再建問題被害者連絡協議会

第40回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会実行委員会

■実行委員会事務局 せんり中央司法書士事務所 電話 06-6872-3400

「銀行カードローンへの法規制を求める請願書」

【請願事項】

- ・銀行カードローン融資についても貸金業法上の総量規制を適用させるよう、関係法令を改正してください
- ・貸金業者が融資の保証会社となる場合、その保証金額も総量規制の対象としてください。
- ・銀行によるカードローン融資の過剰な宣伝・広告についての法令による規制を求めます
- ・高すぎる利息制限法の上限金利の引き下げを求めます

当初は5月末に集約し、国会へ提出する予定でしたが、コロナ災害等の情勢に鑑み、延期いたしました。中国ブロックの全つくしの会の仲間を中心に大きく集めていただいています。もうひとまわり、ふたまわり広げて下さい。すべての会のみなさんの推進協力をお願いします。

お知らせ

被連協第39回定期総会は本年度は中止といたします

6月14日に名古屋で開催予定でした標記、第39回定期総会はコロナ災害の関係で延期としていました。そして、夏以降に開催をと考えていましたが、みなさんご周知のようにコロナ災害は収まるどころか全国的に拡大の一途です。そこでZOOMによる総会をとも考えましたが、本年度開催は中止といたします。来年度に39回定期総会を開催することといたします。

定期総会は中止といたしますが、このコロナ災害の中、被連協運動を全国のみなさんと力あわせ前進させていきたいと思っております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2つの学習会(8/1 & 9/5)のご案内

第2回コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る Zoom 学習会

コロナ禍を乗り越える もう一つの奨学金説明会

2020年8月1日(土) 10:30~12:00

「限られた現行制度を どう利用するか」 弁護士 岩重 佳治氏

主催：全国クレ・サラ生活再建問題対策協議会・奨学金問題対策全国会議

以下の URL からお申込みください

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_GifPRuYPQda5VnMMczPGfg

第3回コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る Zoom 学習会

コロナ禍における生活困窮者支援の実際

～つながることで活かせる支援制度～

2020年9月5日(土) 10:30~12:00

★「住居確保給付金・社協貸付金の徹底活用術」

林 星一氏 (神奈川県座間市 福祉部生活援護課長)

★「事例で考える 生活困窮者支援」

生水 裕美氏 (滋賀県野洲市市民部次長)

主催：全国クレ・サラ生活再建問題対策協議会・つながる社会保障サポートセンター

どちらも ZOOM によるオンライン開催です。参加費：1,000 円(事前登録・事前振込です。振込先/京都銀行尼崎支店普通30994 全国クレサラ・生活再建問題対策協議会までお願いします。)

給与の買取りをうたった違法なヤミ金融にご注意ください!

「**給与ファクタリング**」などと称して、個人の貸金債権を買い取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は、**貸金業に該当します**※。

貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、**違法なヤミ金融業者**です。

<貸金業登録の有無は、金融庁ウェブサイト(登録貸金業者情報検索サービス)から検索できます。>

～「**給与ファクタリング**」に関する被害事例～

- 年利換算で数百%にもなる利息の支払
- 家族や勤務先へのしつこい電話や大声での恫喝
- 高額な遅延損害金の請求

あなたの生活が破綻するおそれがあります!
ヤミ金融業者を絶対に利用しないでください

※貸金業該当性に係る考え方の概要
労働者が貸金債権を譲渡した場合でも、労働者保護法の規定により、使用者は直接労働者に対し費用を支払わなければならない。貸金債権の譲受人は、自ら使用者(労働者の勤務先等)に対してその支払を求めることは許されないと解されているため、上記の業務においては、貸金債権の譲受人は、常に労働者に対してその支払を求めることになります。
そのため、上記の業務は、譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、譲受人による労働者からの貸金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されていることができ、経済的に貸付けと同様の機能を有しているため、貸金業に該当すると考えられます。(詳細は金融庁ウェブサイト「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」に係る「[照会](#)」及び「[回答](#)」をご参照ください。)

悪質な業者の被害や債務に関する相談窓口

貸す側も、借りる側も #個人間融資に要注意!

SNS等で勧誘し、お金の貸し借りを行う「**個人間融資**」は、たとえ個人が行う場合であっても、**貸金業法の規定に抵触**する場合があります。

貸金業法の規定

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、貸金業法上の「**貸金業**」に該当します。
- ※ 貸金業を営む場合は、国又は都道府県の登録を受ける必要があります。
- 不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金貸します」「融資します」などと書き込んで、契約の締結を勧めることは、貸金業法で規制されている「**貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること**」に該当するおそれがあります。
- ➔ これらの貸金業の無登録営業、無登録業者の勧誘は、**罰則の対象**です。

⚠️ **個人間融資を利用しようと思っている方へ**

- ・ 個人を装ったヤミ金融業者により**違法な高金利**での貸付けが行われる
- ・ 個人情報が悪用されるなどして、**犯罪被害やトラブル**に巻き込まれるなどの危険性があります。

ヤミ金融業者による個人間融資は利用しないようにしましょう

金融庁のホームページをあけると「違法な金融業者にご注意」と2つのチラシがとびこんできます。

- ①つは今年前半に全国に吹き荒れた“給与ファクタリング”への警戒です。
- ②つめは過去・現在・未来いつも存在する、いわゆる“ヤミ金”です。

給与ファクタリング～

給与債権の売買という形をとり、インターネット、SNS 等で「あなたの給料を即日現金化!! 借金しないで即受取可能! 借入データに記録も残りません! 金融ブラックでも即日 OK! 借金をせずに現金調達ができる画期的なサービスです」と宣伝。

申し込む時、「金銭の貸し借りではなく給与の前借り」だという認識、「業者住所等の連絡先もはっきりしているのでとても安心だ」、「ファクタリングという名称がスマートだ」、「最初から最後まで1ヶ月間と銀行カードローンなどと一緒で短期じゃないので安心だ」、「利息ではなく手数料だから」 「ブラックでも OK だ」、「信用情報関係なし」という謳い文句で、当初は、まずヤミ金という認識をもたせません。しかし、3月5日に金融庁がヤミ金認定を発表してから事態は急変しました。被害者の会を含め、多くが相談に立ち上がり、業者を追いつめるたたかいが始まりました。

東京、埼玉、大阪などで一斉提訴をしましたが、訴状が業者に届かないという事態になっています。いまや、廃業、連絡先不明とい逃走状況で「終焉」の方向に向かっています。しかし、まだまだ懲りない給与ファクタリングヤミ金は存在し悪行を為しています。最後の追撃が必要です。大阪いちょうの会では現在、刑事告訴へ向けて準備中です。全国から被連協には相談の電話が入っています。みなさんにお問い合わせがありましたらよろしくお願いたします。

給与ファクタリング被害者の特徴 (大阪いちょうの会調査による)

- ❶、被害者の半数以上が35才以下の若者。ネットですべて完結・簡便さにとびついた。(一般の多重債務・ヤミ金相談と比べると年齢が圧倒的に若い。)
- ❷、「給与の範囲以内での債権買い取り」とあるが、被害者の半数以上が「給料の範囲以上の借入、返済」となり、毎月の給料日には血眼になって新たな借入を増やしている。
- ❸、被害者は低賃金にあえいでおり、いかにヤミ金業者が貧困層を食い物にしているか。
- ❹、7割以上が過去に債務整理歴あり。「ブラックOK」と謳い「どこからも借りられない層」に市場としてターゲットをあてた最悪の犯罪行為。
- ❺、また、給与ファクタリング以外に週払いのヤミ金借入進行中が8.4%、また、銀行ローン、サラ金等が併走中64%、なしが29%(?)であった。

被害者は当面の問題を解決してくれれば他の債務はいいという声も多かったが、全体の債務をどうしていくのか、後の生活再建はどうするのだと投げかけていき、多くの時間を割き説得した。

インターネットや SNS に犯罪広告等を許さない取り組みを

従来型のヤミ金の悪質化～DM、インターネット、最近ではラインをつかい勧誘、「契約」、取り立てをやっています。ヤミ金全盛の時代は電話によるやりとりのみでしたが、最近では、氏名、住所、勤務先、振込先の口座番号とあわせて「顔写真・運転免許証・保険証」をスマホで送らせて「融資」をしています。もちろん、何人かの緊急連絡先も取得し、本当にがんじがらめにしています。返済は利息を一週間か10日単位での支払う短期がほとんどです。

借りパク掲示板

個人間融資の掲示板

借りパク掲示板の画像

借りパク晒し

ヤミ金への「返済」を延滞したり、行方不明になるとインターネットや SNS にヤミ金に申し込んだときに送った「顔写真・運転免許証・保険証」等が晒されてしまうケースが数多く見受けられます。(右の写真 実際は黒い隠しはなくそのままです。)

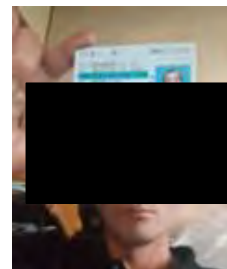
それゆえに、ヤミ金を利用するとがんじがらめにされて、離れることが出来ず従順にされ、相談にも行けないという人がおそらく多く存在するものと思われます。(ネットで上の文字を入力するとひどい内容が・・・)

また、借りパク仕置人と称して「借りパクされてお困りの方へ 私が連絡先教えます。もしくは身柄を押さえます。」➡依頼内容①連絡先を知

りたい ②居場所、勤務先を突き止めた ③身柄を拘束 ④債権の回収 ⑤成敗 として(必殺仕置人の真似?) 終了段階で手数料、ご支援お願いします。というサイトまで登場しています。

ヤミ金は犯罪です。その犯罪者が群れをなしてインターネットや SNS に自由に跋扈している。それが放置されている。また、そのことが被害者を恐怖に陥れています。これはまさに人権問題です。

被連協としてこの「人権侵害された被害者の声」を集めて、警察庁、総務省、金融庁へ申し入れをして行きたいと考えています。みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。



被連協は6/25名古屋地裁不当判決に抗議し、生活保護利用者のみなさんの健康で文化的な生活を保障するまで、全国の仲間とご一緒に闘い続けます。

(生活保護問題対策全国会議のHPを諸々、ご参照下さい。)

2020(令和2)年6月26日

要 請 書

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

生存権訴訟愛知原告団
生存権訴訟愛知弁護団
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げに NO! 全国争訟ネット

2020年6月25日、愛知県内在住の生活保護利用者18名が、国及び居住する各自治体を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分(生活保護基準引下げ)の取消等を求めた裁判について、名古屋地方裁判所民事第9部(角谷昌毅裁判長)は、原告の請求をすべて棄却する判決を言い渡した。全国29箇所の地方裁判所に1000人を超える原告が提起した同種事件で最初に言い渡された判決である。

判決は、全ての論点において国の主張を丸のみし無批判に国の広範な裁量権を受け入れたものであって、私たちは、今後、控訴審や他の地裁における審理や判決でその違法性・不当性を徹底的に明らかにしていく。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、生活保護申請者の著しい増加等、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性はますます顕著になっている。上記の生活保護基準引下げを強行した安倍首相ですら、6月15日に行われた参議院決算委員会で、「文化的な生活を送る権利が(誰にでも)あるので、ためらわずに(生活保護を)申請してほしい。われわれもさまざまな機関を活用して国民に働きかけていきたい」と述べるに至った。

引下げにより甚大な被害を受けた全ての生活保護利用者の被害回復は急務である。そればかりでなく、生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム(国民的最低限)として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。

私たちは、極めて冷淡かつ無慈悲な今回の判決を乗り越え、以下のとおり要請する。

記

- 1 2013年8月に行われた生活保護基準引下げの前の基準に、直ちに戻すこと。
- 2 生活保護基準の見直しの際には、透明性が確保された再検証可能な方法により、生活保護利用者の意見を反映させる措置を講じること。
- 3 コロナ禍の下、生活保護の役割が高まっている状況に鑑み、制度の広報、申請権保障、補足性の原理の緩和等を通じてその積極的活用を促すこと。

以上